

(別表1)(認定要領第2関係)

【「信州の伝統野菜」リスト掲載基準】

基準項目	基準
来歴	地域の気候風土に育まれ、昭和30年代以前から栽培されている品種であること。
食文化	当該品種に関する信州の食文化を支える行事食・郷土食が伝承されていること。
品種特性	当該野菜固有の品種特性が明確になっていること。

(別表2)(認定要領第5関係)

【伝承地栽培認定基準】

基準項目	基準	審査・確認方法	
地域基準	当該品種及び当該品種に関する信州の食文化を支える行事食・郷土食が伝承されてきた地域として、委員会が確認した範囲とする。	書類審査 申請書及び実績報告書で確認 現地審査 必用に応じて実施	
生産基準	種子・種苗	当該品種、または当該品種内で改良された品種であること。	書類審査 同上 現地調査 同上
	栽培方法	環境と調和した伝統的な栽培を踏まえつつ、当該品種固有の特性が発揮される方法により栽培され、安全安心を担保するため生産履歴が明確となっていること。	書類審査 同上 現地調査 同上
	生産体制	継続的な生産体制が整っていること。 個々の品質規格に基づく出荷が行なわれること。	書類審査 同上 現地調査 同上